更新日:2021年12月23日

答申第59号

情報公開 答申 第59号

答申第59号

平成11年6月15日

神奈川県代表監査委員 岡本 昭一 殿

神奈川県公文書公開審査会 会長 堀部 政男

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する異議申立てについて(答申)

平成9年11月25日付けで諮問された国民体育大会旅費随時監査に係る 関係人調査の実施に関する文書等一部非公開の件(諮問第67号)について、 次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 関係人調査一覧のうち、県職員の氏名、現所属名及び調査場所は公開すべきである。
- (2) その他の部分を非公開としたことは、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成4年度から平成8年度において、国民体育大会(以下「国体」という。)に本部役員及び競技監督等として派遣された者の旅費(以下「国体派遣旅費」という。)に関し、実施機関の職員が作成した、

ア 地方自治法(以下「法」という。)第199条第5項の規定に基づく監査(以下「随時監査」という。)の結果についての伺い

イ 法第199条第8項の規定に基づく関係人調査(以下「関係人調査」という。)の実施についての伺い及びその結果

のうち、イの公文書(以下「本件公文書」という。)の中の関係人調査 一覧に記載された所属長を除いた関係人の氏名、現所属名、派遣時所属 名(県職員を除く。)及び調査場所(監査事務局を除く。)(以下「本 件非公開部分」という。)を神奈川県代表監査委員(以下「代表監査委 員」という。)が平成9年11月10日付けで非公開とした処分の取消 しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、代表監査委員が「本件非公開部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されること及び神奈川県

が行う事務に関する情報であって、公開することにより、当該事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあることから、神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例(以下「条例」という。)第5条第1項第1号及び第5号に該当する」とした一部非公開の処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1項第1号該当の点について

- (ア) 公務員には、公金に対する認識及び管理が厳しく求められている ことから、公金の不正流用に係る関係者である公務員の氏名及び所 属名の公開は認められるべきである。
- (イ) 公務員情報を公開することにより、特定の個人が識別されるとしても、当該情報が職務上行った行為に関する情報である限り、非公開とすることができる情報には該当しない。
- イ 条例第5条第1項第5号該当の点について
 - (ア) 当該監査は既に終了しており、公開することにより、当該事務の 円滑な実施を著しく困難にするおそれはない。
 - (イ) 情報を公開することで、実施機関と関係人との信頼関係等が損なわれるかどうかは、県民から見て合理性があるか否かで判断すべきであり、本件については、合理性がない。
 - (ウ) 実施機関は、信頼関係等が損なわれることを根拠付ける合理的かつ具体的な理由を示していない。

ウその他

異議申立人は、実施機関から現地行動費に関する詳細な監査結果等の文書の交付は受けているが、スポーツ課運営費に関しては受けていない。

実施機関がスポーツ課運営費に関する詳細な監査結果等を作成していないということであれば、法第198条の3の規定に基づく義務及び法第199条の規定に基づく職務を果たしていないことになる。

3 実施機関の職員(監査事務局総務課長)の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、本件公文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、国体派遣旅費に関し、実施機関の職員が法の規定に基づき実施した監査に伴い作成した関係人調査の実施についての伺い及びその結果である。

(2)条例第5条第1項第1号該当性について

本件非公開部分は、特定の個人が識別されることから、条例第5条第1項第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

なお、所属長の氏名、現所属名、派遣時所属名及び調査場所については、行政の責務として県民の要望に応じて情報を提供することが予定されているものと判断し、公開した。

(3)条例第5条第1項第5号該当性について

随時監査は、公文書により検証を行うものであるが、必要に応じて事

実確認の正確性の精度を高めるため、関係人調査も併せて実施することが必要となる場合がある。

関係人に関する情報を公開することになれば、当該関係人は、当該調査を受けることによって不祥事の責任者又は悪質な行為を行った者であるという誤った認識を県民が持つことを危ぐし、当該調査に協力することを拒絶するようになる。

以上のことから、本件非公開部分は、公開することにより、今後の監査事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあることから、条例第5条第1項第5号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 本件公文書について

本件公文書は、国体派遣旅費に関し、実施機関の職員が法の規定に基づき実施した監査に伴い作成した関係人調査の実施についての伺い及びその結果である。

本件公文書のうち、本件非公開部分が記載されている関係人調査一覧には、関係人の氏名、現所属名、派遣時所属名、派遣時担当及び調査場所が記載されている。

(2)条例第5条第1項第1号本文該当性について

ア 条例第5条第1項第1号は、個人を尊重する観点から、「知る権利」 の保障と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要 請を調整しながら、個人に関する情報を原則的に非公開とすることと している。

そして、同号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報は明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

- イ 本件非公開部分は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別 されることから、条例第5条第1項第1号本文に該当すると判断する。
- (3) 条例第5条第1項第1号ただし書該当性について
 - ア 条例第5条第1項第1号ただし書は、個人情報であっても、例外的 に公開できる情報について規定している。
 - イ 本件非公開部分については、同号ただし書アの「何人でも法令の規定により閲覧することができるとされている情報」及びただし書ウの「法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報」とは認められないので、同号ただし書ア及びウに該当しないと判断する。
 - ウ 条例第5条第1項第1号ただし書イ該当性について
 - (ア) 条例第5条第1項第1号ただし書イは、公表することを目的として作成し、又は取得した情報については公開することを規定してい

ここでいう「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」は、広報紙等を通じ広く県民に積極的に周知する情報だけでなく、条例第2条前段が「公文書の閲覧及び公文書の写しの交付を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする」と規定している趣旨から考えると、事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて提供することが予定されているものを含むと解される。公務員の職、氏名等の情報であって、当該公務員が分掌する事務又は事業の執行に関するものは、原則として「事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて情報を提供することが予定されているもの」と解される。

一方、同条は、後段において、原則公開を基本とする公文書公開制度にあっても、他人に知られたくない個人情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をして、この条例の解釈及び運用をする趣旨を明らかにしている。

(イ)本件公文書のうち、本件非公開部分が記載されている関係人調査 一覧には、本部役員及び競技監督として派遣された者の中から実施 機関が選定した調査対象者の氏名、現所属名、派遣時所属名、派遣 時担当及び調査場所が記載されている。

また、本部役員及び競技監督の派遣は、(財)神奈川県体育協会で決定し、神奈川県教育庁(以下「教育庁」という。)がこれを承認しており、その者の派遣に際しての旅費は、教育庁が支給している。

ここで、関係人調査を受けることの意味について考えてみると、 本件非公開部分を明らかにした場合に一般県民は、当該関係人が何か不正を働いたのではないか、という認識を持つであろうことは、 比較的容易に推測することができ、当該関係人の名誉が損なわれる おそれがあることも否定できない。

しかしながら、実施機関は、関係人調査一覧を作成するに当たって、国体派遣旅費に係る経理事務に直接一定期間にわたって携わっているなど、事務を熟知していると思われる者を任意に関係人として選定しており、その際、不正を働いたかどうかということは考慮されていないこと、また、関係人は当該調査に積極的に応じていることが認められる。

そもそも、監査制度は、県民の貴重な税で賄われている公金の執行等が、適法又は妥当に行われているか否かを監査し検査することにより、県民の行政に対する信頼を確保することを主眼とした制度であり、常に監査の透明性を高める要請が強いものであると言える。

以上に述べた関係人調査の実情及び監査制度の趣旨にかんがみると、関係人調査一覧のうち、県職員は、教育庁が国体という公的な催しに際し本部役員及び競技監督を派遣する事務事業において、公務員としての身分を有した上で、教育庁から旅費の支給を受け、有給の扱いで派遣されていることから、県職員の氏名、現所属名及び調査場所は、個人に関する私的な情報とは言えず、このような情報

は、事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて情報を提供することが予定されている情報であると認められる。

したがって、当該情報は、条例第5条第1項第1号ただし書イに 該当すると判断する。

- (ウ) その他の非公開部分については、事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて情報を提供することが予定されている情報ではないので、条例第5条第1項第1号ただし書イに該当しないと判断する。
- (4)条例第5条第1項第5号該当性について
 - ア 条例第5条第1項第5号は、県の機関又は国等の機関が行う検査、 監査、取締等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定 価格、試験の問題その他の事務又は事業に関する情報であって、当該 事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の実 施の目的を失わせ、又は当該事務又は事業の円滑な実施を著しく困難 にするおそれのあるものは、非公開とすることができるとしている。

この規定は、事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の円滑な実施を確保する観点から定められたものであり、同号前段は、本来公開になじまない性格を有する情報の典型例を示したものであることから、これらの情報のほか、これらに類似し、又は関連する情報についても、「その他の事務又は事業」に関する情報として、対象となると解される。

また、公開することにより、反復継続される同種の事業の公正かつ 円滑な実施を著しく困難にする情報についても、同号後段の「当該事 務又は事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務又は事業の円滑な実 施を著しく困難にするおそれのある」情報に含まれると解される。

- イ 本件公文書には、前記(1)で述べたとおり、関係人の氏名等が記載されており、国体派遣旅費の随時監査に際して作成されていることから、記載されている情報は、県の機関が行う監査事務に関する情報であると認められる。
- ウ 教育庁は、夏季、秋季及び冬季に行われている国体に、選手とは別 に本部役員及び競技監督を派遣しているが、こうした中で、国体派遣 旅費に係る不適正な経理処理が明らかになった。

実施機関は、独自の視点で改めて事実確認を行う必要があると認め、随時監査を行うこととしたが、支出関係書類の一部が廃棄又は紛失していること及び経費の執行から相当の年月が経過していることなどの事情から事実の把握が極めて困難であったため、事実確認の正確性を担保する必要があることから、法第199条第8項の規定に基づき、関係人として本部役員及び競技監督から、面接及び電話による事情聴取という形で調査を行ったことが認められる。

エ この関係人調査では、実施機関が選定した者から、関係した役職、 期間、職務、現地での活動状況及び今後の改善策等について聴取して いる。

実施機関は、その聴取の段階において、前記ウで述べたとおり、事

実確認の正確性を担保するために関係人が把握している事実及び意見を聞いているのであり、その者の責任を追及するために聴取を行っているとは認められない。

- オ しかしながら、前記(3)ウ(イ)で述べたように、関係人調査の 実情及び監査制度の趣旨にかんがみると、関係人調査一覧のうち、県 職員は、教育庁が国体という公的な催しに際し本部役員及び競技監督 を派遣する事務事業において、公務員としての身分を有した上で、教 育庁から旅費の支給を受け、有給の扱いで派遣されていることから、 県職員の氏名、現所属名及び調査場所を明らかにしても、当該調査へ の協力が得られなくなる蓋然性は低く、監査事務の円滑な実施を著し く困難にするおそれがあるとは認められない。
- カ 以上のことから、本件非公開部分のうち、県職員の氏名、現所属名 及び調査場所に関する情報は、条例第5条第1項第5号に該当しない が、その他の部分は同号に該当すると判断する。

(5) その他

異議申立人は、実施機関の非公開理由説明書に対する意見書において、 実施機関からスポーツ課運営費に関する詳細な監査結果等の文書の交付 を受けていないことから、実施機関が当該文書を作成していないという ことであれば、法第198条の3の規定に基づく義務及び法第199条 の規定に基づく職務を実施機関は果たしていないことになる旨を主張し ている。

しかし、当審査会は、公文書の閲覧等の請求に関する決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、公文書の存在の有無並びに実施機関の果たすべき義務及び職務について意見を述べる立場にはなく、この点に関する異議申立人の主張の当否については判断できない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成9.11.25	○諮問
9.12.1	○実施機関に非公開理由説明書の提出要求
平成10.1.8	○非公開理由説明書の受理

10.1.1	○異議申立人に非公開理由説明書の送付
10.1.2	○異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の受理
10.10. 12 (第171回審査 会)	○異議申立人から意見の聴取○実施機関の職員(神奈川県監査事務局総務課長ほか)から非公開理由 説明の聴取
平成11.1.11 (第176回審査	○審議
11.3.24 (第178回審査会)	○審議
11.4.20 (第179回審査会)	○審議
11.5.10 (第180回審査	○審議
11.6.8 (第181回審査会)	○審議

神奈川県公文書公開審査会委員名簿

(平成11年4月1日委嘱)

氏名	現職	備考
川島 志保	弁護士(横浜弁護士会所属)	

小早川 光郎	東京大学教授	会長職務代理者
小林 重敬	横浜国立大学教授	
千葉 準一	東京都立大学教授	
堀部 政男	中央大学教授	会長

(平成11年6月15日現在) (五十音順)

目次にもどる

このページに関するお問い合わせ先

政策局 政策部情報公開広聴課

政策局政策部情報公開広聴課へのお問い合わせフォーム

このページの所管所属は政策局政策部情報公開広聴課です。

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 045-210-1111 (代表) 法人番号:1000020140007